

夜間金庫規定

1. (使用目的)

この夜間金庫は、当組合における本人名義の当座勘定、普通貯金へ入金するため窓口営業時間外に使用してください。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する翌年の契約日前日までとし、契約期間満了日までに本人または当組合から解約の申出をしないかぎりこの契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (使用料)

- (1) この夜間金庫の使用料は、当組合所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年契約月の当組合所定の日に、本人が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。
- (2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4. (使用方法)

- (1) この夜間金庫を使用するときは、現金のほか貯金に受入れる事のできる証券類（以下「証券類」という）を、当組合所定の入金票と共に当組合所定の入金袋（以下「入金袋」という）に入れ、その入金袋を施錠の上夜間金庫に投入して下さい。なお、入金票には、店番、口座番号、入金額その他の必要事項を記入して下さい。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ使用記録票を受取って下さい。

5. (貯金への受入処理)

- (1) 夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当組合所定の手続きにより確認のうえご指定の貯金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認して下さい。
- (2) 前項の取り扱いに当たり、入金票に記載された金額が当組合で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、貯金への受入金額は当組合で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当組合はその責任を負いません。

6. (入金袋等の返却)

入金袋等は当組合の受入手続き終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

7. (鍵の保管等)

- (1) 金庫投入口の鍵は、本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫の開閉を行って下さい。
- (2) 入金袋の鍵正副二個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当組合が保管し、入金袋の開閉に使用します。

8. (鍵、入金袋の喪失・き損)

金庫投入口の鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは直ちに書面によって当組合に届け出下さい。届出がない場合または届出遅延等により生じた損害について、当組合はその責任を負いません。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担していただきます。

9. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届けてください。この届出の前に生じた損害について当組合はその責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しましたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

10. (損害の負担等)

この夜間金庫の使用に当たり、災害・事変その他の不可抗力による損害、金庫投入口の扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当組合の責めによらない事由により生じた損害については、当組合はその責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない使用が行われ損害が生じても、当組合はその責任を負いません。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの夜間金庫の使用申込をおことわりするものとします。

12. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合には、金庫投入口の扉鍵、入金袋、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしてください。なお、鍵・入金袋を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ金庫投入口の扉鍵、入金袋および正鍵を直ちに当組合へお返しください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由もしくは第三者に損害を与えたときはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの夜間金庫の利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があった時は、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ夜間金庫を解約して下さい。
 - ① 借主が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A 暴力団

- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

(3) 借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

(4) 前3項の解約が遅延したときは、遅延損害金として契約期間の満了日の属する月の翌月から解約日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、当組合はこの不足額を解約日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。

13. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の使用権は、譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、金庫投入口の鍵、入金袋および入金袋鍵についても同様とします。

14. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

15. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当組合当座勘定規定、普通貯金規定等の該当する貯金規定により取扱います。

以上
(2年4月1日現在)